

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第2回島根海区漁業調整委員会が平成20年12月5日に松江市島根県民会館で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、国ではサンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニについて毎年の漁獲可能量を定め、沿海都道府県別に漁獲枠の配分を行っていますが、それを受けて各都道府県は、それぞれ海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を立てることになっています。

本県ではマアジ、マイワシ、マサバ及びゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニの配分を受けていますが、その数量の変更について農林水産大臣から知事あてに通知があり、県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更をする必要が生じました。

この計画の変更については、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないことから、知事から下記内容の諮問がなされました。審議の結果、原案どおりで異議ない旨の答申をすることとしました。

記

◇知事管理量

	H20年1~12月（ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについてはH20年7~H21年6月）	H21年1~12月（ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについてはH21年7~H22年6月）
マイワシ	若 干（変更なし）	若 干
マサバ及びゴマサバ	14,000トン→17,000トン	次期漁期までに決定
マアジ	26,000トン→28,000トン	34,000トン
スルメイカ	若 干（変更なし）	若 干
ズワイガニ	若 干（変更なし）	次期漁期までに決定

◇上記のうち中型まき網漁業の知事管理量

	H20年1~12月（マサバ及びゴマサバについてはH20年7~H21年6月）	H21年1~12月（マサバ及びゴマサバについてはH21年7~H22年6月）
マイワシ	若 干（変更なし）	若 干
マサバ及びゴマサバ	13,000トン→16,000トン	次期漁期までに決定
マアジ	24,000トン→26,000トン	32,000トン

2. ふぐ浮延縄漁業の禁止について（協議）

ふぐ浮はえ縄漁業（スジ縄漁業）は、昭和63年頃から県外漁船が本県沖合で操業し、小型底びき網漁業等の操業に大きな支障を生じさせました。このため、平成5年1月から

委員会指示によりふぐ浮はえ縄漁業の操業を禁止してきました。

この委員会指示が本年12月末で切れるため、平成21年1月から平成23年12月末まで本漁業を禁止する委員会指示を引き続き出すこととしました。指示の告示案は以下のとおりです。

島根海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、島根海区海面におけるふぐ浮延縄漁業について次のとおり指示する。

平成〇〇年〇月〇日(県報登載日)

島根海区漁業調整委員会会長 岸 宏

島根海区海面においては、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間、ふぐ浮延縄漁業(スジ縄漁業)を操業してはならない。

3. えびびき網漁業に係る許可取扱い方針の一部改正について(協議)

えびびき網漁業とは、総トン数5トン未満、推進機関の馬力数50馬力又は220KW以下の漁船を使用し、ビームを用い網口を広げて海底を曳網する漁業法に定める小型機船底びき網漁業に該当するものです。本漁業は旧島根町及び旧美保関町沖合から美保湾沖合にかけて、島根県と鳥取県の漁船が入り会って操業されています。

島根県の許可は現在25件ですが、許可は美保関町地蔵崎を基点に東西にA許可(操業区域:地蔵崎N線以東の島根県沖合海面、許可件数21件)とB許可(操業区域:地蔵崎N線と多古鼻N線の両線間における島根県沖合海面、許可件数4件)に分かれています。

平成19年3月、A許可で操業する漁業者の団体から、①鳥取県船の操業等により鳥取県阿弥陀川N線以東での操業が困難となっており、A許可の操業範囲が狭められていること、②A許可船は地蔵崎N以西で操業できないが、鳥取県船は操業できること、③主要な漁獲物である「メイタガレイ」が、夏以降は地蔵崎以西の海域に移動してしまうこと、④漁業者の高齢化と減少により操業隻数が減少しており、地域の漁業後継者を確保する必要があること、の理由で地蔵崎N線以西への操業区域の拡大要望が県にありました。

これを受けて県では、①主対象とする資源の季節的移動状況の確認、②操業区域を拡大したときの資源への影響、③鳥取県船とのバランス、④本漁業の経営安定による後継者確保の見地から、調査・検討した結果、操業区域拡大は本県の漁業振興上必要であると認識し、関係漁業者との調整を進めることにしました。

調整は2カ年に亘りましたが、最終調整の段階ではJFしまねによる漁業者間の仲介もあり、地蔵崎N線以西の限られた海域での操業について、関係者の合意が図られたことから、今般、委員会に本漁業許可の取扱い方針の一部変更について協議があったものです。

審議の結果、事務局案のとおり許可取扱い方針を一部変更することに「異議なし」とされました。

本紙での変更内容の詳細説明は省略しますが、合意に至った基本的な条件は以下のとお

りです。

- ①拡大区域は北緯35度度43分以北とする。
- ②違反が発生した場合は、A許可漁業者全員が拡大区域に係る漁業許可を返納することを予め誓約する。
- ③B許可漁業者で希望があれば、A許可区域の操業を可能とする。

4. 島根海区海面利用協議会委員の選任について（報告）

海面における漁業と海洋性レクリエーションとの紛争の予防及び調整・解決を促進し、海面の円滑な利用を図るため、島根海区に島根海区海面利用協議会を設置することになっていますが、委員（計8人）の任期（2年）満了に伴う改選が平成20年12月1日付けで行われたことから、その報告がありました。

区 分	氏 名（敬称略）	役 職 名
漁業者代表	錦織 英司	JFしまね総代（大社支所）
漁業者代表	佐々木哲夫	JFしまね浜田支所一本釣り協議会会長
遊漁者代表	船木 栄悦	出雲地区小型船舶連合会長
遊漁者代表	田中 悟	益田地区小型船舶安全協会副会長
海洋性レクリエーション代表	石倉 淳	島根海区海洋レジャー協会会長
海洋性レクリエーション代表	沖田 泰治	浜田スキューバダイビングクラブ会長
学識経験者	團野 清	JFしまね副会長理事
学識経験者	吉原 幸則	大田市議会議員

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会 事務局 TEL 0852-22-5950